

第4次船橋市障害者施策に関する計画の概要について

船橋市健康福祉局福祉サービス障害福祉課

令和3年10月



1 計画策定の趣旨、対象

(1) 障害者施策の趣旨について

「障害者施策に関する計画」は、障害者施策の基本的な方向性を示す計画であり、障害者基本法により国や地方公共団体に策定が義務付けられています。

本市の第3次計画が令和3年度をもって期間満了となることに伴い、国の「第4次障害者基本計画」との整合性、本市の障害のある人の状況や関係法令の制度改正等を踏まえて見直しを行い、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」を策定します。

(2) 計画の対象

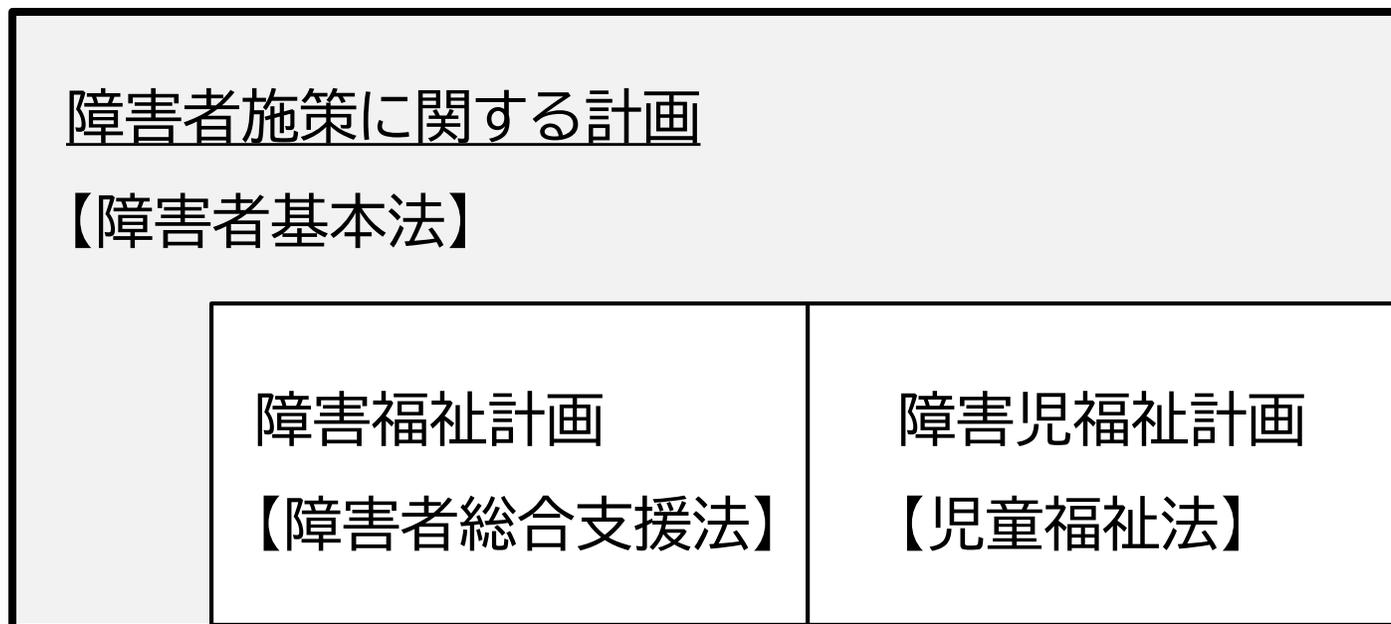
本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活または社会生活に支障のある人を対象としています。



2 計画の位置づけ

(1) 障害者施策の関連法・関係計画

障害者施策に関する計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として総合的な施策を定めたものであり障害福祉計画及び障害児福祉計画と調和を保つこととされています。

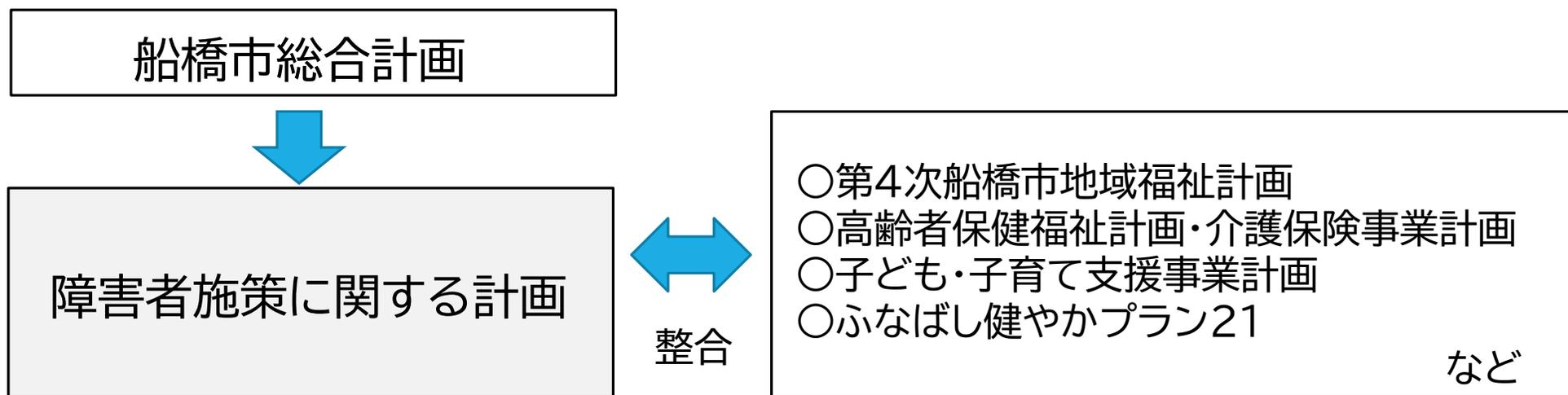


2 計画の位置づけ

(2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「第3次船橋市総合計画」の個別計画です。

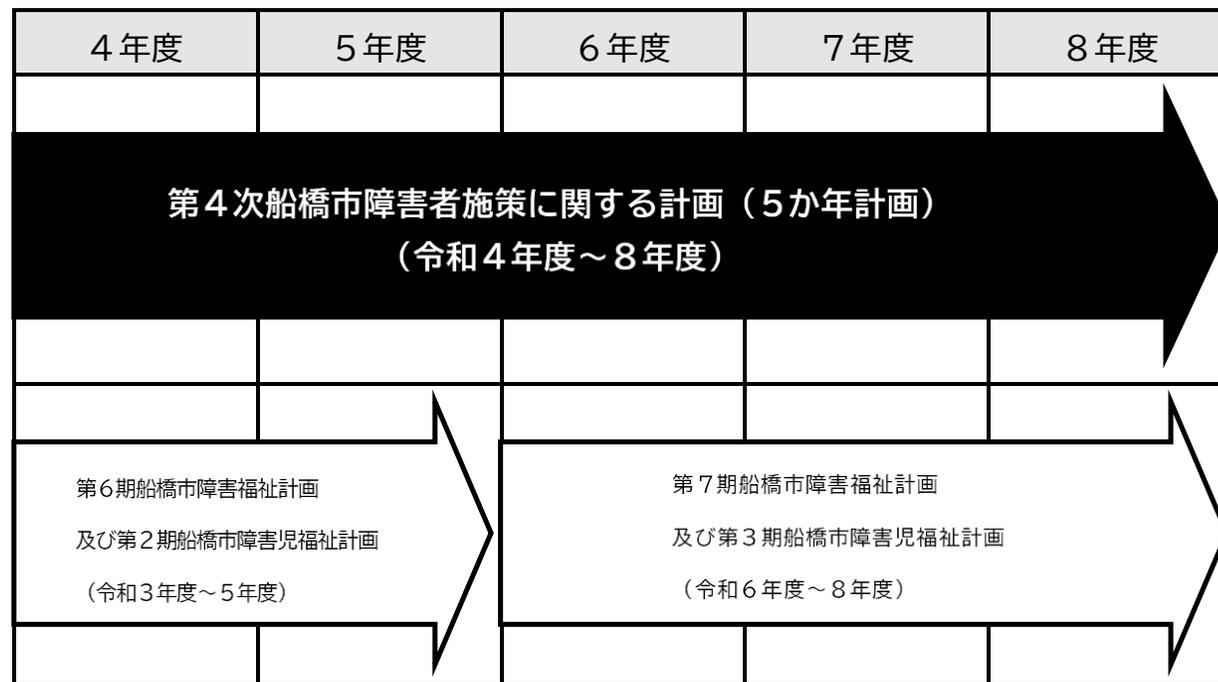
また、「第4次船橋市地域福祉計画」や市のほかの関連計画との整合性を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から8年度までの5か年計画としています。

「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。



4 計画の構成について

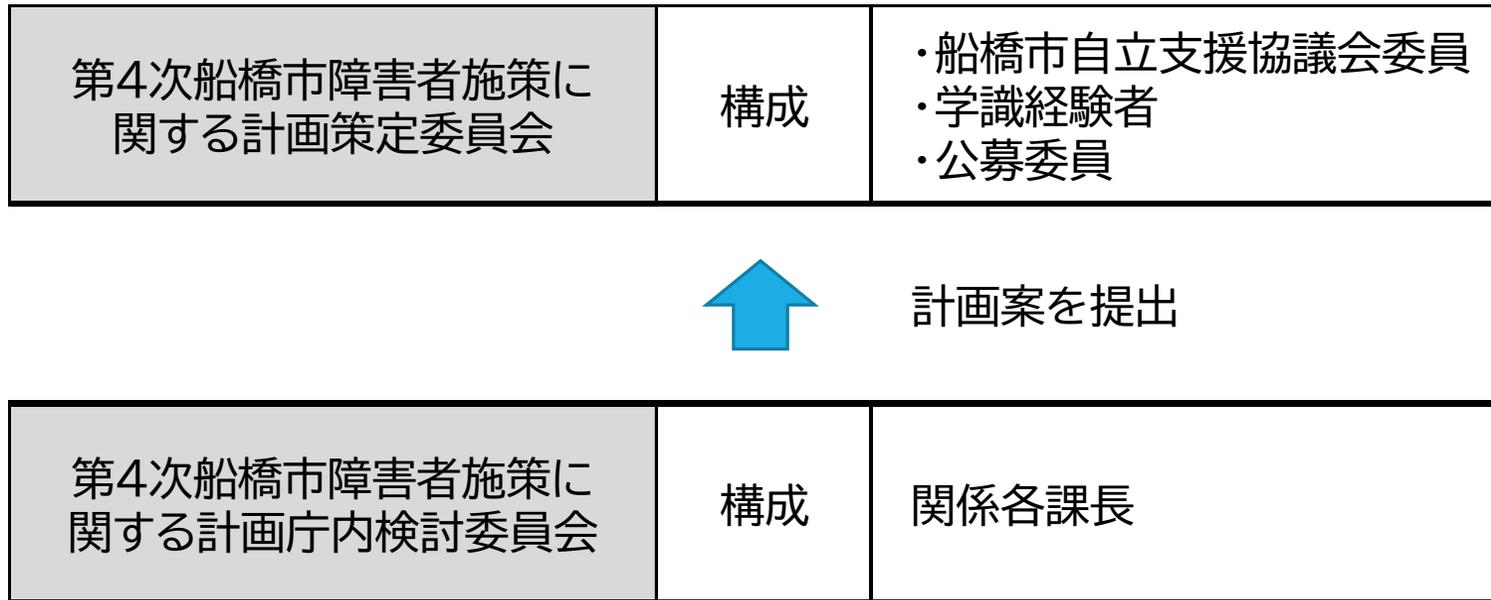
本計画は、国の第4次障害者基本計画を参考に、下記のとおり「総論」「各論」の2部構成としています。

第1部 総論	第1章 計画の策定にあたって
	第2章 障害者を取り巻く現状
	第3章 基本理念・重点課題
	第4章 推進体制
第2部 各論	第1章 生活支援
	第2章 保健・医療
	第3章 教育・文化芸術活動・スポーツ、国際交流等
	第4章 雇用・就業、経済的自立の支援
	第5章 生活環境
	第6章 安全・安心
	第7章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
別表	推進体制の取り組み
	成果目標



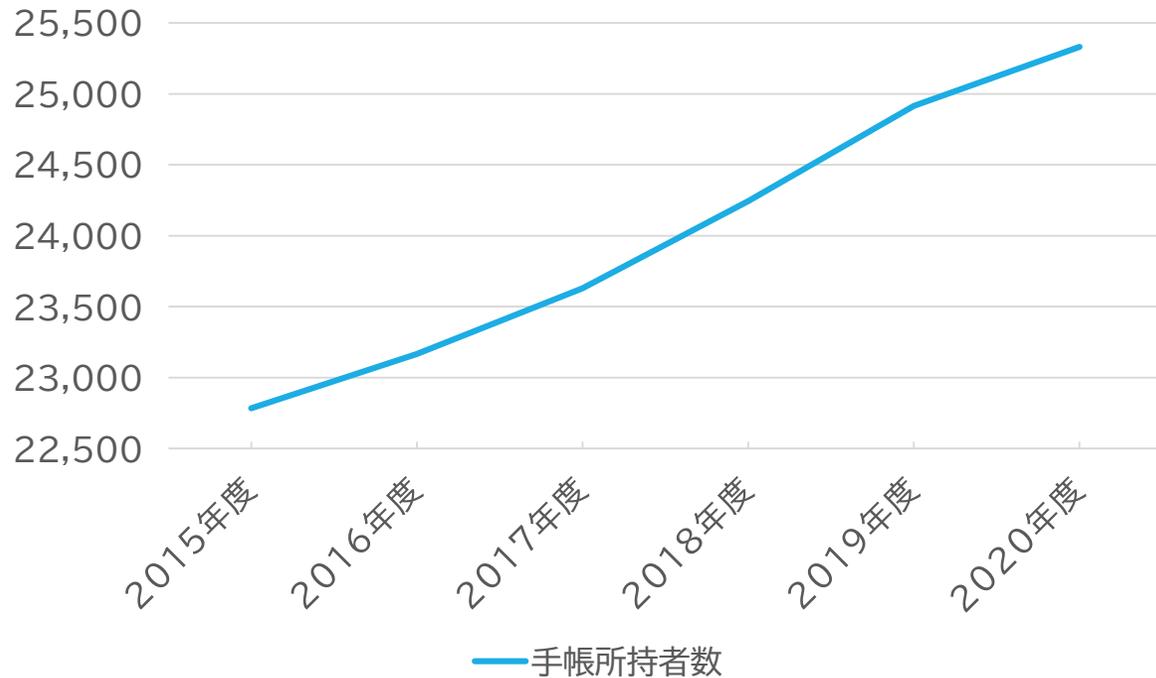
5 策定方法

「第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」で検討した計画案を「第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」へ提出し、協議を行いました。

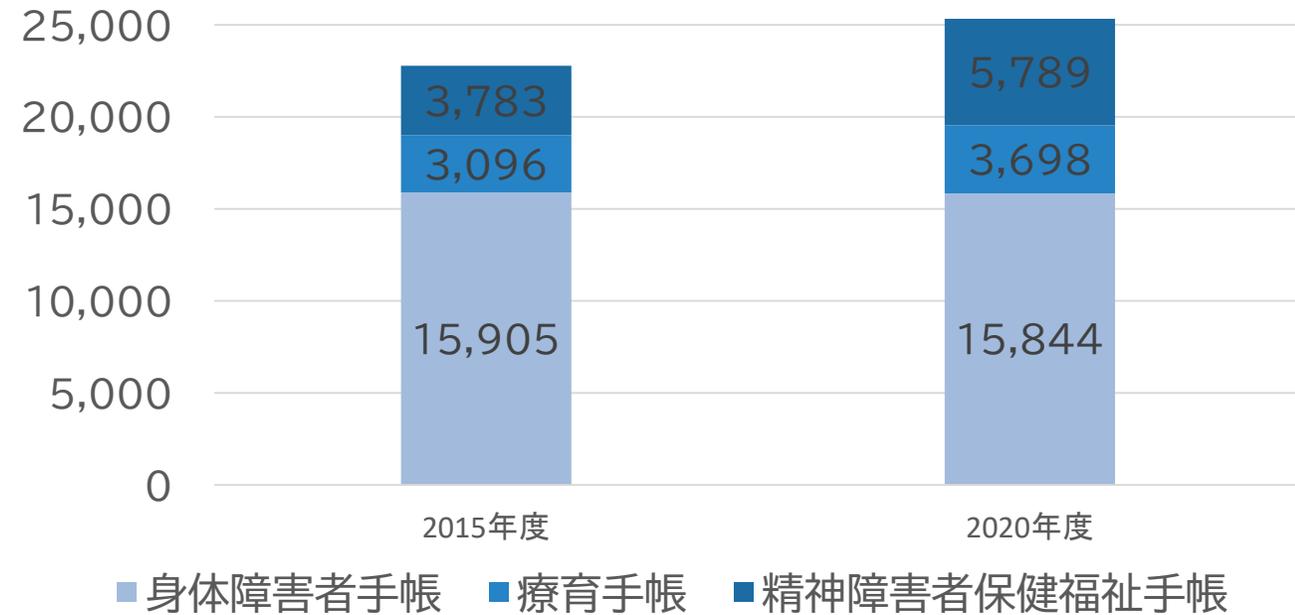


6 市の手帳所持者数の推移

手帳所持者数の推移



2015年度と2020年度の手帳所持者数の内訳



7 基本理念・重点課題

(1) 基本理念

国の障害者基本計画の理念と障害者施策に関する計画の動向を踏まえ、下記の基本理念としました。

障害の有無によって分け隔てられることなく、
誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現

(2) 重点課題

基本理念の実現に向け、本市における障害のある人が置かれている状況から3つの重点課題を挙げ、その課題解決に向けた施策に取り組めます。

- ・住み慣れた地域で安心して暮らすための支援
- ・就労支援の推進
- ・障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実



7 基本理念・重点課題

重点課題1 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援

本市の実施したアンケートによると、住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考えている障害のある人が多いことがわかりました。

しかし、社会における高齢化が急速に進んでおり、障害のある人や介護者の高齢化も同様に進んでいる状況です。

<施策の方針>

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と障害のある人とその介護者の高齢化や親亡き後に備えた取り組みを行います。市民に対して、障害や障害のある人についての理解の促進を図ります。



7 基本理念・重点課題

重点課題2 就労支援の推進

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要です。そのため、働く意欲のある障害のある人が適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。

<施策の方針>

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるように、一般就労の支援や就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃の水準の向上を図ります。適切な就労相談を受けられるような環境整備を行い、就労後の定着に向けた支援を行います。



7 基本理念・重点課題

重点課題3 障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実

発達障害等が広く認知されるようになり、子供の発達に関する相談件数や、障害児通所支援の利用者は、引き続き増加傾向が見込まれ、さらなる支援体制の拡充が必要です。

< 施策の方針 >

障害のある子供の健やかな成長・発達を支援するため、身近な地域でライフステージに合わせた質の高い専門的な支援を受けられるよう、相談支援体制、療育支援体制の充実化を図ります。



8 推進体制

(1) 連携・協力の確保

障害者団体や市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう努め、それぞれの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し協働による施策の推進を図ります。

(2) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

さまざまな機会をとらえて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等の障害特性や、外見からはわかりにくい障害についての正しい理解や認識のための広報・啓発を行います。

(3) 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施については、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、各論で示した施策の方向性に沿うよう、また本計画の(別表)成果目標を達成するよう施策の実施に努めます。

(4) 環境の変化に対応した施策の推進

計画の策定内容に大きく影響を及ぼす国の制度改正や、新型コロナウイルス感染症等による生活様式の見直しなど、障害のある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合にも柔軟に対応し、各施策を推進していきます。



9 おわりに

【第4次船橋市障害者施策に関する計画に対する意見募集】

令和3年10月1日(金)～令和3年10月31日(日)

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

ご視聴ありがとうございました。

